

37  
12  
19

甲斐局長 秘密指定解除

通商局長 公文書監理室

(理財局外債課長  
房尾局 担任)

12月20日  
会議



## 対韓經濟協力試案

昭和37年12月19日

經濟協力局

日韓交渉妥結に伴い、韓国に対する經濟協力として、以下の方針により、無償供与及び直接借款供与を行なうものとする。

### 1 無償供与

金額 [REDACTED]

供与期間 10年（年間等額供与）

対象品目 わが国の生産物及び役務（但し、  
資本財その他の開発資材及びこれに関連  
した役務に限る）（注）

（注）後述の有償援助と原則的な区別を設  
けるため、当面の第1次5カ年計画中  
は、従来ICAないしAID援助（/

タム3年以降打切りの予定)に依存していた機械単体、鉄鋼製品の輸入、社会福祉施設に必要な輸入資材の供与及び技術協力センター設置等の技術協力に充當することが適当と考えられる。

## 2. 直接借款

金額 [REDACTED]

供与条件 (i) 額額の半分を期間 20 年 ( 内摺  
費 5 年 ) 、 利率 3.5% で基金、 何残額を  
期間 15 年 ( 内摺費 5 年 ) 、 利率 6.0% で  
輸銀より供与する。 ( 出来れば、 輸銀借  
款には、 対即ペ借款同様、 市中銀行の  
参加を求める。 )

供与期間 10 年を以てし、 当初 3 年間は、 年  
間のディスバースメントの限度を [REDACTED]  
とする。 )

対象プロジェクト (i) 基金借款は、 一定金額 ( 例  
えば、 [REDACTED] ) 以上のノン・コモ  
ーショナル・プロジェクトのために使用さ  
れるものとし、 かつ、 妥当な範囲で現地

通貨分の融資を行なう。(韓國の例) / 次  
々方年計画においては、水力発電、鉄道、  
通信計画等がこれに該当すると思われる  
が、この点については、を詳細を検討  
が必要である。) (同物販借款は、上記以  
外のプロジェクトに使用されるものとし、  
現地通貨分融資は行なわない。

### 3. 国会の承認

無償供与、直接借款を含むた／本の経済  
協力協定を締結し、国会の承認を得た後、無  
償供与分は、〔賛賛会計を除じ〕資金の支払いを  
行ない、基金借款は、該年度予算により基金  
の増資を必要な施設内で実施するとともに、  
施設の資金半当は該年度の財政投融資計画の  
一項として行なうこととする。（ローン・アグリ  
ーメントは基金、施設が夫々施設に韓国側と包  
括的に締結する。）

### 4. 第3回への波及問題

基金借款の長期低利条件に均需を要求する  
諸多國に対しては、本件は、韓國の長期的な  
対外支払能力とともに、韓國がわが國の旧領  
土であつて独立したという特殊事情を考慮し  
たものであるとの趣で応諾することとする。